

平成 27 年度 事業計画書

自 平成 27 年 4 月 1 日

至 平成 28 年 3 月 31 日

一般社団法人 東京都警備業協会

目次

はじめに	1
I 啓発普及活動事業	2
1 広報・啓発活動	3
(1) 機関誌「とうけいきょう」の発行	3
(2) 東警協ウェブサイト	3
2 犯罪抑止活動等補助	3
(1) 各種被害防止のためのグッズ、パンフレット等の作成、配布	3
(2) オリジナルグッズの開発と販売	3
II 育成事業	3
1 教育研修会	4
(1) 教育幹部合宿研修会	4
(2) 教育幹部研修会	4
(3) 中堅幹部研修会（施設警備業務）	4
(4) 交通誘導警備業務指導者研修会	4
(5) 機械・輸送警備業務合同教育幹部研修会	4
2 警備員教育	4
(1) 新任教育（職業訓練認定校）	4
(2) 現任教育	5
(3) 予備講習	5
3 公安委員会講習	5
(1) 警備員指導教育責任者新規取得講習・追加取得講習	5
(2) 機械警備業務管理者講習	5
(3) 現任指導教育責任者講習（定期講習）	5
4 特別講習	5
III 調査研究指導事業	6
1 調査研究	6
(1) 効果的な犯罪抑止対策の研究	6
(2) 相談等の受理及び事件・事故事例等からの問題点等の研究	6
(3) 警備業の実態把握調査研究	6
(4) 大規模災害等発生時の対応等の研究	6
2 適正業務指導	7
(1) 警備員指導教育責任者研修会	7
(2) 施設警備業務経営者等研修会	7
(3) 交通誘導警備業務経営者等研修会	7
(4) 機械・輸送警備業務合同管理者研修会	7
(5) 苦情・相談等の受理を通じた指導	7
3 警備料金適正化ワーキンググループの活動推進	8
4 「東警協オリンピック等警備業務準備委員会」による調査研究	8
5 女性経営者グループの設置	8
IV 災害対策支援事業	8
1 環境構築	9
2 研修会・訓練等の実施	9
(1) 登録警備員参集訓練	9
(2) 東京都合同総合防災訓練	9
(3) 電話連絡網招集伝達訓練	9
(4) 地区ごと、地域ごと及び所轄警察署ごとの研修会及び訓練	9
3 災害対策総決起大会	9
V 表彰等事業	9
1 優良警備員表彰式	10
2 各種功労者等表彰	10
3 その他の表彰	10
4 労務関係	10
(1) 業務適正化推進大会～リスクセミナー2016（労働安全衛生大会）	10
(2) 適正業務研修会（施設警備業務労務管理者研修会）	10
(3) 適正業務研修会（交通警備業務労務単価実務者等研修会）	10
5 その他、会員に限定する活動	10
(1) 業務別報告会	10
(2) 地区別報告会	10
(3) 上級救命講習	11
(4) 検定合格率等向上推進対策	11
(5) 暴力団等反社会的勢力の排除活動	11
(6) 適正業務パトロール	11
(7) 警視庁との意見交換会	11
VI 書籍等販売事業	12

はじめに

当協会は、法人改革に伴い、平成 25 年 4 月 1 日に一般社団法人として新たな一歩を踏み出し順調に各種事業を推進してきた。3 年目を迎える本年度の協会事業においても、これまでと同様に

- 犯罪の防止又は治安の維持を目的とする事業
- 警備業務の適正な運用と健全育成に関する事業
- 災害対策支援を目的とする事業

などの公益事業のほか、共益事業も含めて継続して事業展開していく。

さて、都内における刑法犯の認知件数は、平成 14 年に過去最高を記録して以来、官民挙げた犯罪抑止総合対策の結果、平成 15 年以降 12 年連続して減少するなど、治安は確実に改善している状況にある。その中で、国民の自主防犯活動を補完又は代行する我が警備業界の諸活動は、より一層の高い評価を得てきたところである。

その反面、危険ドラッグによる事件・事故、子供の連れ去りや虐待事案など、社会を震撼させる事件が依然として発生しているほか、振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺被害は依然として後を絶たない状況にある。また、海外においてはフランスで新聞社や食料品店などを狙った武装テロ事件が発生したほか、中東の I S（イスラミック・ステート）では、日本人を人質にとって殺害したほか死刑囚の釈放を要求する卑劣な事件が発生するなど、治安情勢は予断を許さない状況にある。

これら事件の発生を受けて、社会的には安全・安心を求める機運がより高まることが予想され、警備業に寄せられる期待は今まで以上に大きくなっている。従って、そのニーズに的確に応える質の高い警備業務を提供することで、一般ユーザーの信頼はより一層強固なものとなり、ひいては警備業界の更なる発展につながるとの認識を持って、業務を推進していく必要がある。

しかしながら、昨今の業界を取り巻く問題として、受注した警備業務を実施するだけの警備員の確保が難しくなっており、業界はまさに求人難の時代を迎えているといえる。働き甲斐のある魅力的な職場環境を作り上げ、他業種に優秀な人材が流れることを防いで、より多くの警備員を確保していくための施策を早急に実施していくことが喫緊の課題である。国が定める最低賃金をクリアすることに汲々とすることなく、安心して暮らせる安定した収入が得られる適正な警備料金を実現させるため、社会保険未加入問題の解消に端を発した標準見積書の作成と実用化を推進してきたところである。昨年は交通警備業務についてその成果をまとめ上げ、他業種団体にも働き掛けをすることができたが、今年はさらに範囲を広げ、施設警備業務においても同様に標準見積書の作成を進めるなどにより業界の地歩を固め、優秀な人材が多数集まる職場環境を構築し、顧客のニーズに的確に応える警備業務を提供していく必要がある。

また、安倍政権は女性の登用を成長戦略の中核と位置付けており、「社会のあらゆる分野で 2020 年までに指導的地位に占める女性の割合を 30%にする」という指針を示しているところから、当協会においても女性警備員の職域拡大を進め、女性が働きやすい魅力的な職場づくりを推進するなどの諸対策を取っていくことが重要となる。女性警備員の職域の拡大は、昨今問題とされている警備員不足の解消に欠か

すことのできない施策である。そのため、今年度から女性経営者グループ「すみれ会」を発足させて必要な検討を進め、警備会社の経営者層の意識改革を図るとともに女性警備員の資質の向上を目指す研修会の開催などを推進する。

また、2020年には東京オリンピックの開催が決まり、国を挙げてその準備が進められているところであるが、過去の歴史を振り返って見るとオリンピックがテロ攻撃の対象とされてきた事実があることから、テロ対策に主眼を置いた警備計画を策定していく必要があり、我が警備業界には大きな期待が寄せられている。当協会には、昨年4月、オリンピック等警備業務準備委員会が設立され、毎月1回のペースで委員会が開催されているが、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会や警視庁などとの連携を密にして、残された期間のうちに万全な警備体制を構築させていく必要がある。

更には、警視庁と締結している「災害時における交通誘導、警戒業務に関する協定」及び近隣の1都10県の警備業協会が締結した「広域相互支援協定」に基づく新活動要領等の運用が一昨年4月1日に開始され、それを踏まえた登録警備員参集訓練等を行ってきたところであるが、災害はいつ発生するか予測することが困難なことから、予断が許されない状況にある。発災時に速やかに対応できる警備業務の実施に向けて、実効性のある訓練、装備等の充実に努めていく必要がある。

そのほか、昨年5月から6月にかけて警視庁が実施した定期立ち入り検査の結果、違反件数は304件とここ3年のうちでは最高の件数を記録したが、各種法令違反があった営業所に限らず、業界全体に厳格な法令遵守と適正な警備業務を実施する機運を醸成していく必要がある。そのため、本年度も引き続き各種研修会を開催し、監督官庁から講師を招請するなどして法令遵守を徹底させる必要がある。

また、警備員等の検定等に関する規則では、特定の種別の警備業務の実施基準が定められ、検定合格警備員の配置が義務付けられているが、今後は施設警備業務についても配置義務の規定化が検討されている。顧客に対して質の高い警備業務を提供するため、検定合格警備員の配置が求められることから、一人でも多い検定合格者を輩出していくことが喫緊の課題となる。当協会でも「0（ゼロ）からの挑戦塾」をはじめ、あらゆる機会を通じて警備業務実施のスキルアップに努めていくこととしたい。

I 啓発普及活動事業

（定款上の事業～第4条第1号「犯罪等の防止に関する啓発普及事業」、第9号「その他協会の目的を達成するために必要な事業」）

都内の刑法犯の認知件数は、平成15年以降12年連続して減少するなど、治安の改善は目を見張るものがある。しかし、振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺や危険ドラッグによる事件事故の発生、子供の連れ去りや虐待事件の発生などが、「都民の体感治安」を悪化させている要因となっている。

また、多数の犠牲者が出た御嶽山噴火や、大雨に起因する土砂崩れ災害は、身近なものとして都民の大きな関心事となり、災害対策の重要性を改めて教えてく

れた。

国民の自主防犯活動を補完又は代行するという重要な役割を担う警備業は、安全な社会の基盤を形成する生活安全産業として発展し社会的信頼を高めてきたところである。このことを念頭に、関係機関との連絡協調体制の一層の確立を図りながら、被害防止対策、災害時の復旧対策を広く一般に呼びかけるとともに、犯罪抑止につながる広報啓発活動の実施、地域の防犯等の活動に大きく寄与している防犯ボランティア団体等に対する支援・協力はもとより、治安の維持に役立てるための情報を収集しその結果を分析・公開するなど、犯罪等に強い社会の構築を目指して支援を継続する。

1 広報・啓発活動

調査研究指導事業により入手した犯罪情報、地震等の災害情報、労働災害情報等から得た防犯、防災、労災対策等について広く会員に還元する。

(1) 機関誌「とうけいきょう」の発行

東警協の各種事業を始め、警備業の情勢や各行政機関等からの情報を収集し、防犯対策、防災対策等を紹介するほか、一般都民にも役立つ情報を掲載し、会員はもとより、関係機関、団体等へ配付して自主防犯・防災意識の啓発普及を図る。

(2) 東警協ウェブサイト

協会のホームページには、警察庁、警視庁、東京消防庁及び東京労働局などの関係機関の発する情報をはじめ、警備業法などの関係法令、規則の改正、施行等の各種情報の提供、資格取得講習、セミナー等をタイムリーに、かつ、広く一般に公開していくほか、協会機関誌「とうけいきょう」を継続掲載して会員への閲覧機会の提供に努める。

2 犯罪抑止活動等補助

(1) 各種被害防止のためのグッズ、パンフレット等の作成、配布

母さん助けて詐欺やひったくり等の被害防止、少年非行防止を呼びかけるためのグッズ、パンフレット等を作成し、民間の防犯ボランティア団体に寄贈するとともに、会員が全国地域安全運動、年末年始における警戒等あらゆる機会を通じて配布活動を実施する用に供するなど、地域のボランティア団体と一体となった防犯活動を展開し、被害防止の機運を醸成するための広報活動を行う。

(2) オリジナルグッズの開発と販売

ひったくり防止を目的としたエコバッグを開発し、各警察署警備業連絡協議会を通じて配布したところ、大変好評であったことから、同じく協会独自に開発したマルチカバーとともに継続して販売し、被害防止の一助とする。

II 育成事業

(定款上の事業～定款第4条第3号「警備業務の専門的知識、能力を持った人材の育成に関する事業」、第9号「その他協会の目的を達成するために必要な事業」)

警備業は、人の生命、身体、財産等を守ることを主な内容とする生活安全産業として、国民の自主防犯活動を補完又は代行するという重要な責任があるが、その期待に的確に応えるためには、その業務を担う警備員に専門的な知識及び技能が必要とされる。

加えて、第一線に配置された警備員による警備業務が適正に実施されるためには、高い知識及び技能を持ち、厳正な規律に従って警備業務を行うことができる警備員を育成していくことが求められることから、警備員教育はもとより各社の経営者教育幹部等を対象にした研修会等を充実強化する。

1 教育研修会

警備員の専門的な知識、技能の向上を図ることを目的とした各種教育研修、訓練等を行う。

(1) 教育幹部合宿研修会

警備会社の経営者、警備員指導教育責任者等の教育幹部を対象に、教育幹部としての資質及び能力の向上を図るために合宿により実施する研修会

(1回 1泊2日 定員80名)

(2) 教育幹部研修会

警備会社の経営者、警備員指導教育責任者等の教育幹部を対象に、教育幹部としての資質及び能力の向上を図るために日帰りにより実施する研修会

(2回 各1日 定員各回120名)

(3) 中堅幹部研修会（施設警備業務）

主として、施設警備業務を営む各社の教育幹部を対象に、検定受験者の指導に生かすことを目的として実施する研修会

(2回 各1日 定員各回80名)

(4) 交通誘導警備業務指導者研修会

主として、交通誘導警備業務を営む各社の教育幹部を対象に、検定受験者の指導に生かすことを目的として実施する研修会

(2回 各1日 定員各回80名)

(5) 機械・輸送警備業務合同教育幹部研修会

主として、機械・輸送警備業務を営む各社の教育幹部を対象に、教育幹部としての資質及び能力の向上を図るために実施する研修会

(1回 1日 定員90名)

2 警備員教育

警備業法第21条第2項に基づく警備員に対する教育を行い、警備業を活用した「犯罪等に強い社会の構築」に必要な警備業の専門的な知識、能力の向上を図る。

(1) 新任教育（職業訓練認定校）

新たに警備業務に従事させようとする警備員に対し、当該警備業者からの申し込みにより実施する教育

4日間、23時間の教育を実施 (12回 定員 各回120名)

当協会は、職業能力開発促進法に基づき、東京都から能力再開発訓練短期課

程セキュリティ科の職業訓練認定校の指定を受けていることから、本教育の実施に当たっては、東京都との連携を密にして適正な教育を実施していく。

(2) 現任教育

現に警備業務に従事させている警備員に対し、当該警備業者からの申し込みにより実施する教育

1日、6時間の教育を実施 (48回 定員各回120名)

(3) 予備講習

特別講習受講対象者の事前講習を兼ねて実施する教育

(40回 定員各回80名)

3 公安委員会講習

東京都公安委員会からの委託により、警備業法第22条に基づく資格取得のための警備員指導教育責任者講習及び同法第42条に基づく資格取得のための機械警備業務管理者講習を実施しているほか、各営業所で選任されている警備員指導教育責任者を対象とした現任指導教育責任者講習を実施する。

(1) 警備員指導教育責任者新規取得講習・追加取得講習

・1号警備業務 4回	定員各	150名(新規120名 追加30名)
・2号警備業務 2回	1回目 定員	140名(新規100名 追加40名)
	2回目 定員	70名(新規50名 追加20名)
・3号警備業務 2回	定員	各80名(新規50名 追加30名)
・4号警備業務 1回	定員	70名(新規20名 追加50名)
合計 9回		1,040名

(2) 機械警備業務管理者講習

3回 定員 各50名

合計 150名

(3) 現任指導教育責任者講習 (定期講習)

・1号警備業務 3回	660名
・2号警備業務 2回	440名
・3号警備業務 1回	90名
・4号警備業務 1回	90名
合計 7回	1,280名

4 特別講習

一般社団法人警備員特別講習事業センターから業務委託された「警備員等の検定等に関する規則」(平成17年国家公安委員会規則第20号)第17条の基準に適合する講習会(以下「特別講習」という。)を次のとおり実施する。

・施設警備業務1級特別講習	3回	定員各回	80名
・施設警備業務2級特別講習	12回	定員各回	80名
・交通誘導警備業務2級特別講習	13回	定員各回	80名
・雑踏警備業務1級特別講習	1回	定員	80名
・雑踏警備業務2級特別講習	6回	定員各回	80名
・貴重品運搬警備業務1級特別講習	1回	定員	80名

・貴重品運搬警備業務 2 級特別講習	4 回	定員各回	80 名
	合計	40 回	3,200 名

Ⅲ 調査研究指導事業

（定款上の事業～定款第 4 条第 2 号「犯罪等に強い社会の構築に必要な調査研究に関する事業」、第 5 号「警備業務の適正な運営の確保を図る事業」、第 7 号「警備業務の環境向上に関する事業」、第 9 号「その他協会の目的を達成するために必要な事業」）

犯罪の発生状況や災害で予想される被害状況を想定した防犯対策、防災対策等を研究し、啓発普及活動、災害対策支援活動等に活用する。

また、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を控え、協会内に「東警協オリンピック等警備業務準備委員会」が設置され、オリンピック等警備への確に対応できるような体制を構築して調査・研究を進めている。来るべき時期に設置されることとなる協会のオリンピック等対策委員会にスムーズに移行できるよう、引き続き調査・研究を進めていく必要がある。

更には、警備業の実態把握調査をはじめ、各種研修会等の機会にアンケート等を通じて収集した情報を分析・資料化し、各種研修会や警備業務に広く役立てていくほか、警備業法が求める警備業務の実施の適正を図るため、警備業法を始め、関係法令等の改正等があった場合に漏れなく周知・徹底を図る必要がある。

1 調査研究

警備業の実態把握調査をはじめとする、警備業を活用した「犯罪等に強い社会を構築」していくために必要とされる情報を幅広く収集していくとともに、日常業務を通じて、消費者や警備業務に係わる者からの相談等から把握した現状の課題、問題点等を研究し、今後の活動等に生かしていく。

(1) 効果的な犯罪抑止対策の研究

「母さん助けて詐欺」「ひったくり」「万引き」などの犯罪発生状況、被害者の年齢等の特徴、地域別特徴等の情報を幅広く収集し、社会が求める効果的な犯罪抑止活動等を研究する。

(2) 相談等の受理及び事件・事件事例等からの問題点等の研究

相談等の受理事例及び事件・事故の事例等から警備業に係わる問題点等を抽出し、その改善策を研究する。

(3) 警備業の実態把握調査研究

警備業者、警備員数、警備業務種別、資格取得者及び検定保有者等の実態を調査・分析し、ユーザーのニーズに的確に対応することができる教育、講習等について研究する。

(4) 大規模災害等発生時の対応等の研究

東日本大震災や各種災害で得た貴重な教訓を基に、近い将来に発生すると予測される大規模災害に備えるため、食料等の備蓄、必要な装備資器材の調達、各種訓練等を充実強化する。

2 適正業務指導

警備業法は昭和47年に制定され、その後時代の要請に基づき幾多の改正がなされてきたが、法の目的は「警備業務の実施の適正を図る」ことであり、警備業者には、それを遵守する義務と責任がある。このため、会社経営者はもとより経営に携わる会社幹部、警備員指導教育責任者等が一体となって警備業法等を理解し実践することが要求される。

近年、業務に使用した乾電池を大量に投棄して産廃法違反で摘発された事案、警備員の検定資格者証を偽造して警備料金を騙取する事案などの不適切な事案により警備業者が処分されるなど、これまで培ってきた信用・信頼が一挙に崩れかねない事案が発生したことは記憶に新しいところである。

加えて、平成23年5月に発生した警備会社における現金強奪事件を契機に一部改正された東京都公安委員会に係る「警備業法に基づく指示及び営業停止命令の基準」の再確認はもとより、各種法令の一層の遵守が求められている。

そのため、警備業法を始めとする各種法令の周知、警備業務を取り巻く現状の課題と改善策の提言・指導など、関係諸官庁・機関との緊密な連携により、時機を捉えたタイムリーな研修会等を実施していく。

(1) 警備員指導教育責任者研修会

警備会社の経営者、警備員指導教育責任者等の教育幹部を対象に、指導官庁から講師を招き実施する研修会

(会員・非会員対象 1日 1回 定員1,400名)

(2) 施設警備業務経営者等研修会

主として、施設警備業務を営む各社の経営者等を対象に、指導官庁等から講師を招き実施する研修会

(1回 定員150名)

(3) 交通誘導警備業務経営者等研修会

主として、交通誘導警備業務を営む各社の経営者等を対象に、指導官庁等から講師を招き実施する研修会

(1回 定員150名)

(4) 機械・輸送警備業務合同管理者研修会

機械警備業務・輸送警備業務を営む各社の管理者を対象に、指導官庁等から講師を招き実施する研修会

(1回 定員100名)

(5) 苦情・相談等の受理を通じた指導

苦情・相談等を受理した場合はそのまま放置することなく、報告のうえ適切な業務指導を行っていく必要がある。また、相談ホットラインには、警備業法、労基法などの警備業に関連の深い法令等に関する相談等が多く寄せられているが、適正業務の浸透と推進を図るため、継続して相談等に応じるほか、その結果について機関誌等により広報するなど、適切な対応をしていく。

3 警備料金適正化ワーキンググループの活動推進

社会保険未加入問題や受注警備料金の低廉化等の抜本的解決に向け、業務適正化委員会内に「警備料金適正化ワーキンググループ」を立上げた。要員は施設警備業務グループ及び交通警備業務グループから人選し、随時の会議の開催、研修会の開催、ワーキンググループニュース（WGニュース）の発行、アンケート調査などの活動を行い、昨年は交通警備業務の標準見積書を策定して関係団体に対する説明と協力要請を行った。

本年度は、施設警備業務においても同様の活動を推進するため、全警協等関係機関と緊密な連携をとりながら、検討会の開催、他府県協会との情報交換等により、標準見積書の作成等を継続して推進する。

4 「東警協オリンピック等警備業務準備委員会」による調査研究

2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けて、大会開催期間中の各種警備業務を完遂させるため、準備や情報収集等の調査研究を行ってきたが、アンケート調査の実施により把握した現状分析を徹底して行い、来るべき東京オリンピック・パラリンピック開催に伴う各種警備業務の共同受注、部隊の編制、訓練等に的確に対応するため、大会組織委員会及び警視庁と連携して諸準備及び調査研究を進める。

5 女性経営者グループの設置

安倍政権では、女性の登用を成長戦略の中核と位置付けているが、警備業界においても魅力ある職場づくりを推進し、女性が活躍できる職域を拡大していくため、経営者、指導的幹部の意識改革を進め、女性警備員の資質を向上させることなどを目的として女性経営者グループを設置して活動を推進する。これにより女性警備員の数を増やすことに繋がれば、慢性的な警備員不足を解消させる一助ともなる。

IV 災害対策支援事業

（定款上の事業～第4条第6号「災害時支援体制の確立に関する事業」）

阪神淡路大震災の発生を契機として、災害時支援体制の確立に関する事業がスタートしたが、その後、東日本大震災の発生を受けて、より実態に即した内容への見直しが進められ、一昨年4月から災害対策支援協定に基づく新活動要領の運用を開始した。

近い将来に首都直下地震の発生が予想されるところ、これら有事の際に登録警備員が自主参集し、派遣先警察署長の指示を受け、交通誘導警備業務や初歩的救命救急などの任務にあたることから、業務上の専門的知識と能力を持ち合わせた警備員を養成し、警察力の補完として役立てるような環境構築と技術・技能向上のための実効ある訓練等を継続して実施する。

1 環境構築

災害時支援協定の新活動要領に基づき実施した訓練等の反省教訓を踏まえ、さらに、登録警備員の確保、緊急連絡網などの体制の整備、資器材・備蓄食料等の確保などの整備を図る。

2 研修会・訓練等の実施

(1) 登録警備員参集訓練

災害対策支援協定に基づく活動要領を踏まえた参集訓練で、登録警備員の参集により、警視庁の指導を受けて支援活動に向けた各種訓練を実施する。

(1回 参加予定 200名)

(2) 東京都合同総合防災訓練

東京地方に首都直下地震が発生したと想定し、自治体、防災機関との連携を強化し自助共助に基づく地域防災力の向上を目的とした訓練に参加する。

(1回 参加予定 100名)

(3) 電話連絡網招集伝達訓練

災害対策支援協定に基づき、電話連絡網を整備するなど災害時の招集伝達訓練により、有事即応の態勢を確立することを目的として実施する。

(2回 9月1日及び1月18日)

(4) 地区ごと、地域ごと及び所轄警察署ごとの研修会及び訓練

各地区などの単位で災対加盟社により実施される研修会や、警視庁が実施する災害対策訓練について、所轄警察署により実施される主要交差点における交通誘導警備等の各種訓練へ参加する。

(随時実施)

3 災害対策総決起大会

首都直下地震の発生により東京地方に大きな被害が発生した場合を想定して、警視庁との間に締結された災害時支援協定に基づき、体制の充実強化や出動警備員に対する指導教育の徹底を図ることを目的として隔年開催される大会で、災害対策委員会加盟社に対する意識付けと、未加盟社に対する勧誘などを目的として開催する。

(1回 参加予定 180名)

V 表彰等事業

(定款上の事業～定款第4条第7号「警備業務の環境向上に関する事業」、第8号「警備員及び警備業務に関し功労のあった者に対する表彰事業」、第9号「その他協会の目的を達成するために必要な事業」)

警備業界の健全な発展に尽力した者、警備員の教育に関する事業に従事し、顕著な功労のあった者、勤務成績が優秀で他の警備員の模範となると認められる者などを表彰することを目的とする表彰細則に基づき、適時適切な表彰を行うことで、業界全体の更なる発展に資する。

1 優良警備員表彰式

当協会創立記念事業の一環として、例年実施している優良職員表彰式は、会員会社の警備員として相当期間勤続し、その勤務成績が優秀で他の模範と認められる警備員について、1級及び2級の区分に応じ、会員各社から表彰基準に基づく推薦を受けて表彰する。

2 各種功労者等表彰

多年にわたり警備業の健全な発展に尽力し、業界の指導育成について顕著な功労のあった者、警備員の教育に関する事業に従事し、または警備業の発展のために実効ある発明、考案若しくは研究をし、警備業の発展に顕著な功労のあった者に対し、新年互礼会、総会終了後の意見交換会等の機会に表彰する。

3 その他の表彰

(一社)全国警備業協会では、労働災害事故防止に関する論文、ポスター、標語」を募集し、その優秀作品を表彰しているところから、当協会において業務適正化委員会が各会員からの作品の応募を受けて選考し、当協会から推薦する作品の作者についてリスクセミナーの席上で表彰を行う。

4 労務関係

労働災害の防止、社会保険未加入問題、適正な警備料金受注等の警備業で共通する労務問題を主とした内容の研修会等を実施する。

(1) 業務適正化推進大会～リスクセミナー2016 (労働安全衛生大会)

労働災害防止に寄与した者に対する表彰及び研修会

(1回 定員 300名)

(2) 適正業務研修会 (施設警備業務労務管理者研修会)

主として、施設警備業務を営む会社経営者等を対象に、講師を招き実施する研修会

(1回 定員 250名)

(3) 適正業務研修会 (交通警備業務労務単価実務者等研修会)

公共事業労務費調査に適正に対応するため、主として、交通誘導警備業務を営む各社の経営者及び経理等の実務者を対象に、社会保険労務士等の専門家を招き研修会を実施する。

(1回 定員 100名)

5 その他、会員に限定する活動

(1) 業務別報告会

施設警備業務、交通誘導警備業務、機械・輸送警備業務の年間業務報告を行い、それぞれ適正業務の推進及び警備員の資質の向上等に資する研修会を実施する。

(3回 各業務1回)

(2) 地区別報告会

中央、千代田、城南、南西、新宿、北西、北東、多摩地区の年間業務報告を行

い、それぞれ適正業務の推進及び警備員の資質の向上等に資する研修会を実施する。

8 地区（各地区 1 回）及び研修会（各地区 1～2 回）

(3) 上級救命講習

施設警備業務警備員を主体にし、上野消防署の協力により実施する講習で、東京消防庁消防総監が発行する上級救命技能認定証（有効期間 3 年）の取得を目的とする。

（5 回 定員各回 30 名）

(4) 検定合格率等向上推進対策

一昨年、検定合格率の底上げと、それに付随する会社の教育費用の負担軽減等を図るために開講した、会員限定の“0（ゼロ）からの挑戦塾”は、初年度において明確な検定合格率アップが実現できたことから今後も継続実施する。

- ・ 施設警備業務 2 級特別講習受講予定者等 5 回
- ・ 交通誘導警備業務 2 級特別講習受講予定者等 4 回
- ・ 雑踏警備業務 2 級特別講習受講予定者等 2 回

(5) 暴力団等反社会的勢力の排除活動

ア 不当要求防止責任者講習

警備業務から暴力団等反社会的勢力を排除するため、東京都公安委員会から委託されている公益財団法人暴力団追放運動推進都民センターが行う「不当要求防止責任者講習」の受講者を募り、暴力団等反社会的勢力を排除する活動を支援する。

本講習受講者に対して、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 14 条第 2 項に規定する不当要求防止責任者講習を修了したことを証明する受講修了書（有効期間 3 年）が授与される。

（2 回 定員各回 100 名）

イ 暴力団追放都民大会への参加

東京都暴力団排除条例に基づき、暴力団排除活動を推進し、都民の安全で平穏な生活を確保し、事業活動の健全な発展に寄与することを目的とした暴力団追放都民大会へ参加する。

（1 回）

(6) 適正業務パトロール

交通誘導警備業務を営む各会社を主体に、全国交通安全運動とあわせて安全週間を設定して自社の交通誘導警備現場のパトロールを実施し、交通誘導時の合図等技術の指導、道路工事現場の危険箇所の把握、安全に配慮した配置場所等の指導等を行い適正な業務を推進するために実施

（2 回 春季、秋季）

(7) 警視庁との意見交換会

交通誘導警備業務担当理事以下代表者が、警視庁生活安全総務課及び警視庁交通規制課担当官から、配置基準上の課題、交通規制上の安全対策等について指導を仰ぎ、適正業務に資するために実施する。

VI 書籍等販売事業

(定款上の事業～定款第4条第9号「その他協会の目的を達成するために必要な事業」)

警備業務の実施に必要な、警備業法の解説や基本書式記載例集などの書籍類を販売するほか、申請書類、ビデオ・DVD、検定バッジ、協会オリジナルの警備員手帳をはじめ、エコバッグやマルチカバーなどの犯罪抑止対策グッズなどの販売を行う。